事　務　連　絡
令 和 ８ 年 １ 月

ご 利 用 者　各 位

公益社団法人武雄市シルバー人材センター
理 事 長　　古　賀　和　巳

配分金等の改定について（お知らせ）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当センターをご利用いただき厚くお礼を申し上げます。

さて、当センターが定める配分金は、県内雇用労働者の最低賃金を参考に、地域の報酬状況等を勘案して決定しておりますが、本年１１月に改定されます佐賀県内の最低賃金は、１，０３０／時間（７４円アップ）と、過去最高の上昇となりました。今回の改定は、最低賃金と現在一番低い配分金を比較し、見直しをさせていただいております。最低賃金の上昇と同程度の増となっています。

また県内では低い額で事務費を設定して努力してきましたが、運営に支障がでる状況となりました。そこで事務費を県内の多くのシルバー人材センターが取られている１５％に改正をお願いいたします。

ご利用者の皆様には何かと出費多端のこととは存じますが、私どもシルバー人材センターの事情をご理解いただき、新たな配分金、事務費についてご協力をよろしくお願いします。

なお、新たな配分金、事務費の適用は、**令和８年４月１日から**となっております。

ご不明な点がございましたら、下記事務局までお問合せください。

【問合せ先】
武雄本部・山内支部
（０９５４）４５－３４４９
北方支部
（０９５４）３６－５６４６